

事務連絡
令和2年2月27日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）において、各地方公共団体に対し、適切な対応をお願いしたところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、国土交通省直轄工事において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

国地契第 44 号
国官技第 357 号
国営管第 384 号
国営計第 120 号
国港総第 593 号
国港技第 83 号
国空予管第 807 号
国空空技第 520 号
国空交企第 371 号
国北予第 45 号
令和 2 年 2 月 27 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である。令和 2 年 2 月 26 日の新型コロナウイ

ルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、別表の「契約書」欄に掲げる各契約書（以下「契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、別表の「適用条項」欄に掲げる各規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

別表

	契約書	適用条項
1	「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
2	「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
3	「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
4	「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書	第19条 第20条
5	「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）別冊土木設計業務等委託契約書	第19条 第20条
6	「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成8年2月29日付け港管第444号）別冊設計・測量・調査等業務契約書	第19条 第20条
7	「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
8	「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省営管発第335号）別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
9	「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
10	「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号）別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
11	「調査・測量等業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第628-2号）別冊調査・測量等業務契約書	第19条 第20条
12	「工事設計業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第629-2号）別冊工事設計業務契約書	第21条 第22条
13	「工事監理業務契約書について」（平成22年10月29日付け国空予管第630-2号）別冊工事監理業務契約書	第14条 第15条
14	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成23年1月17日付け国営管第396号）別冊調査業務請負契約書	第17条 第18条
15	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成23年1月17日付け国営管第397号）別冊業務契約書	第9条
16	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）別冊発注者支援業務委託契約書	第20条 第21条
17	「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日付け国港総第577号）別冊発注者支援等業務契約書	第21条 第22条

事務連絡
令和2年2月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等の解釈」等について

標記について、別添1、2のとおり、国土交通省直轄工事での取り扱いを周知いたしましたので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年2月28日

大臣官房官庁営繕部		各課長補佐殿
各地方整備局	総務部	契約課長殿
	企画部	技術管理課長殿
	営繕部	計画課長殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐殿
	営繕部	営繕計画課長殿
国土技術総合研究所	総務部	会計課長殿
国土地理院	総務部	契約課長殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		工事監視官
		課長補佐
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
北海道局	予算課	課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等の解釈について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）において取扱いを定めたとあるところであるが、上記通知の解釈について下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 昨日、内閣総理大臣より、全国全ての小学校等について臨時休校を行うよう要請する発言があったところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」1.（1）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「工事等の一時中止等」という。）を申し出ることができる場合には、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校

の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとする。

2. 完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止等を行うこと。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 8 日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿、工事品質調整官 殿
技術企画官 殿、総括技術検査官 殿
北海道開発局 事業振興部 工事評価管理官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術調整管理官 殿、技術企画官 殿
総括技術検査官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について

標記については、各地方整備局等においてこれまでもテレビ会議の活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努めて頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用する等、受発注者間で協議の上、適切に対応いただくようお願いします。

なお、やむを得ず従来どおり対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するようお願いします。また、対面の検査を行った場合には、検査官は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残していただくようお願いします。

国土建第482号
令和2年2月28日

都道府県及び政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、必要に応じ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるようお願いいたします。

貴職におかれましては、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項を周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上